

第2章 京丹後市の現状と課題

第1節 障害者の状況

1. 障害手帳所持者数の状況

平成16年から平成18年の障害者手帳所持者数の状況をみると、平成18年では4,096人となっています。

一方、各種手帳別にみると、「療育手帳所持者数」「精神障害者保健福祉手帳所持者数」についてはここ数年、増加傾向が続いています。

区分	手帳所持者 総数	身体障害者手帳 所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数
平成16年	4,110	3,425	506	179
平成17年	4,041	3,326	508	207
平成18年	4,096	3,329	530	237

各年4月時点の数値

身体障害者手帳：

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう または直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

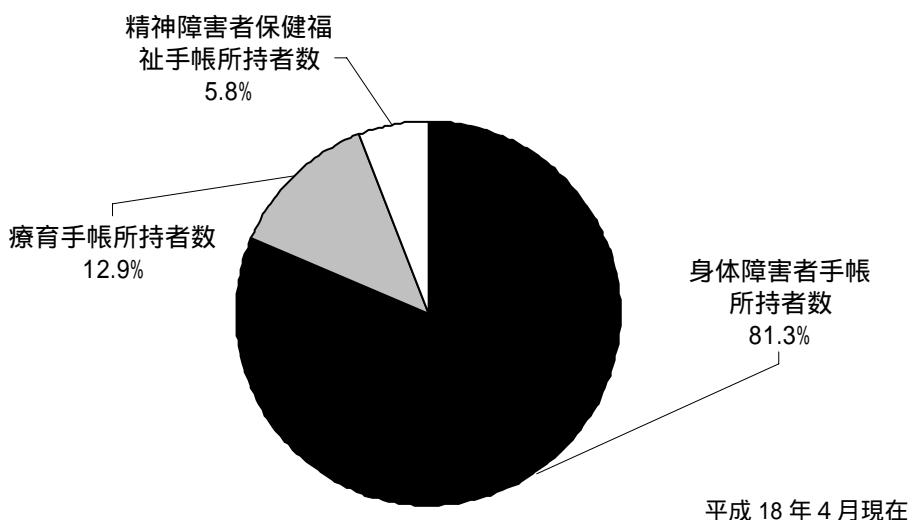
療育手帳：

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。障害の程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度と記載される。

精神障害者保健福祉手帳：

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事および指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた人に対して各種の支援策が講じられる。手帳の等級は、1・2・3級まであり、精神疾患（機能障害）の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判定される。

障害種別手帳所持者の割合

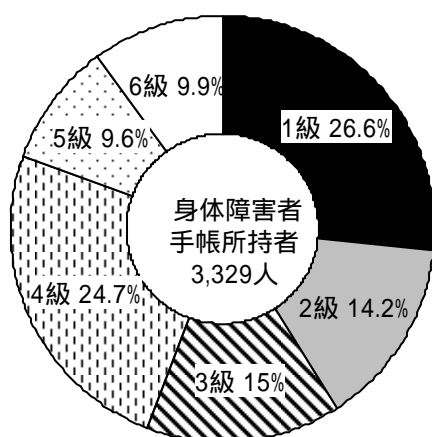


(1) 身体障害者手帳所持者の状況

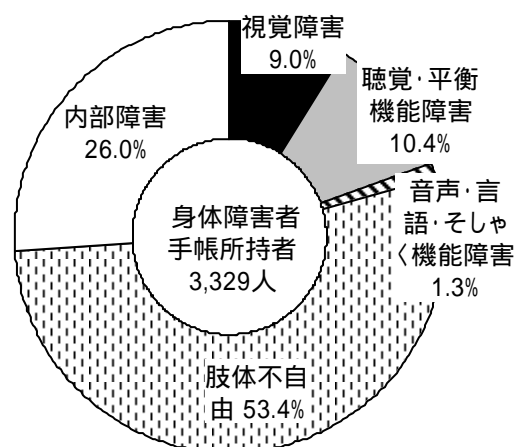
身体障害者手帳所持者の等級別割合をみると、状況をみると、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）については、20%前後であるのに対し、『重度』（「1級」と「2級」の合計）については、40%を越えており、『軽度』より『重度』の割合が高くなっています。

一方、身体障害者手帳所持者の種類別構成比をみると、「肢体不自由」の割合が最も高く、次いで「内部障害」の割合が高くなっています。

等級別割合



種類別構成比



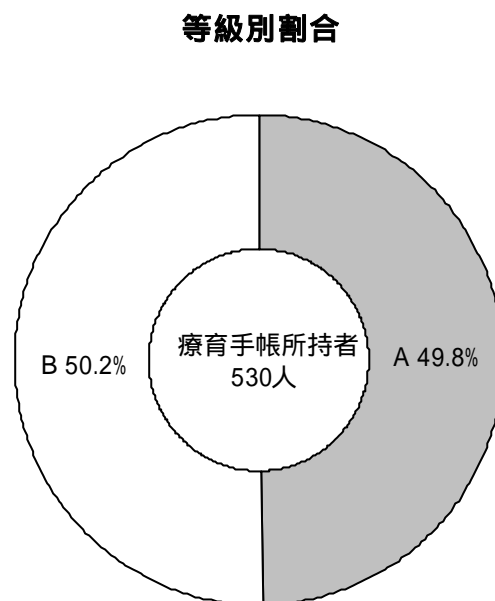
平成 18 年 4 月現在

内部障害：

身体障害の一種類で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

(2) 療育手帳所持者の状況

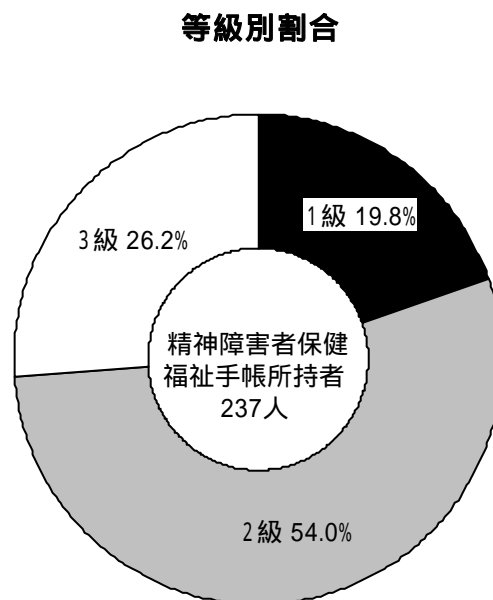
療育手帳所持者の等級別割合をみると、「A」が49.8%、「B」が50.2%と約半数ずつの割合となっています。



平成 18 年 4 月現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合をみると、「1級」が19.8%、「2級」が54.0%、「3級」が26.2%となっており、「2級」の割合が最も高くなっています。



平成 18 年 4 月現在

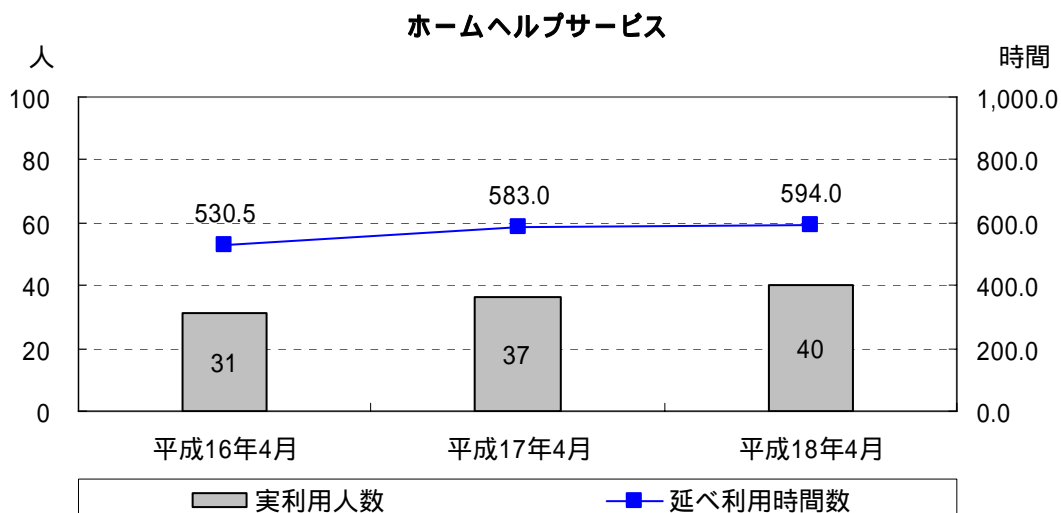
2. 支援費サービスの利用状況

(1) 居宅生活支援費の利用状況

ホームヘルプサービス

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点のホームヘルプサービスの利用状況をみると、「実利用人数」「延べ利用時間」とともに増加傾向にあります。

区分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
ホームヘルプサービス (身体障害者居宅介護)	身体 (人)	8	9	5
	(時間)	153.0	192.0	135.0
	家事 (人)	6	9	8
	(時間)	105.5	130.5	118.5
	日常 (人)	0	0	0
	(時間)	0	0	0
ホームヘルプサービス (知的障害者居宅介護)	身体 (人)	0	0	2
	(時間)	0.0	0.0	5.0
	家事 (人)	3	4	8
	(時間)	46.0	52.0	150.5
ホームヘルプサービス (精神障害者居宅介護)	身体 (人)	1	2	0
	(時間)	4.0	1.0	0.0
	家事 (人)	8	11	16
	(時間)	150.0	151.0	145.0
ホームヘルプサービス (障害児居宅介護)	身体 (人)	4	2	1
	(時間)	68.0	56.5	40.0
	家事 (人)	1	0	0
	(時間)	4.0	0.0	0.0
合 計	実利用人数	31	37	40
	延べ利用時間数	530.5	583.0	594.0



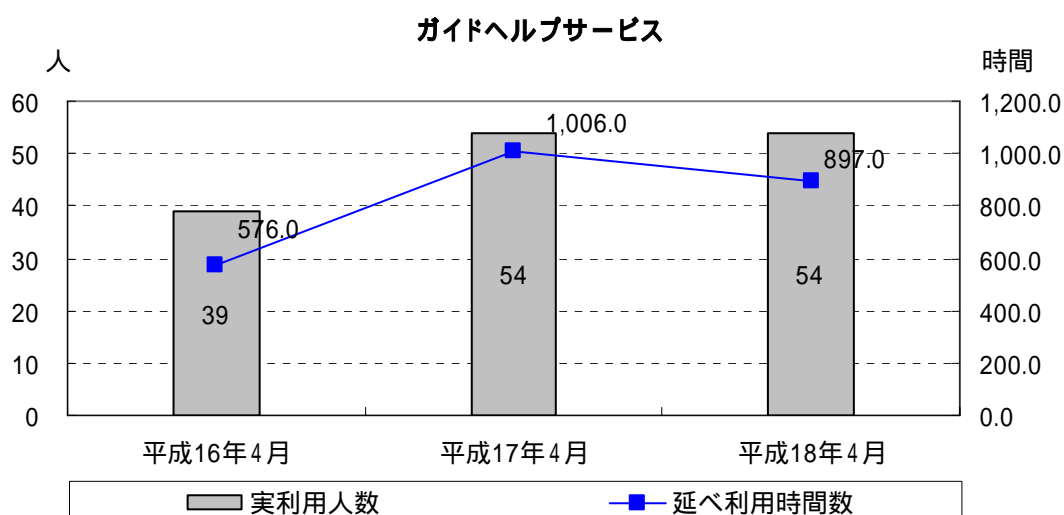
ガイドヘルプサービス

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点のガイドヘルプサービスの利用状況をみると、増減はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

「知的障害者」については、平成16年4月と平成17年4月を比べると、実利用人数・延べ利用時間数ともに大幅に増加しているものの、18年度4月をみると、延べ利用時間数が大幅に減少しています。しかし、ガイドヘルプサービスについては、ここ数年でサービス利用の大幅な増加がみられるサービスとなっています。

単位：人、時間

区分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
身体障害者	実利用人数	22	22	20
	延べ利用時間数	311.0	306.0	245.0
知的障害者	実利用人数	6	17	19
	延べ利用時間数	115.0	342.0	172.0
精神障害者	実利用人数	0	1	0
	延べ利用時間数	0.0	8.0	0.0
障害児	実利用人数	11	14	15
	延べ利用時間数	150.0	350.0	480.0
合計	実利用人数	39	54	54
	延べ利用時間数	576.0	1,006.0	897.0

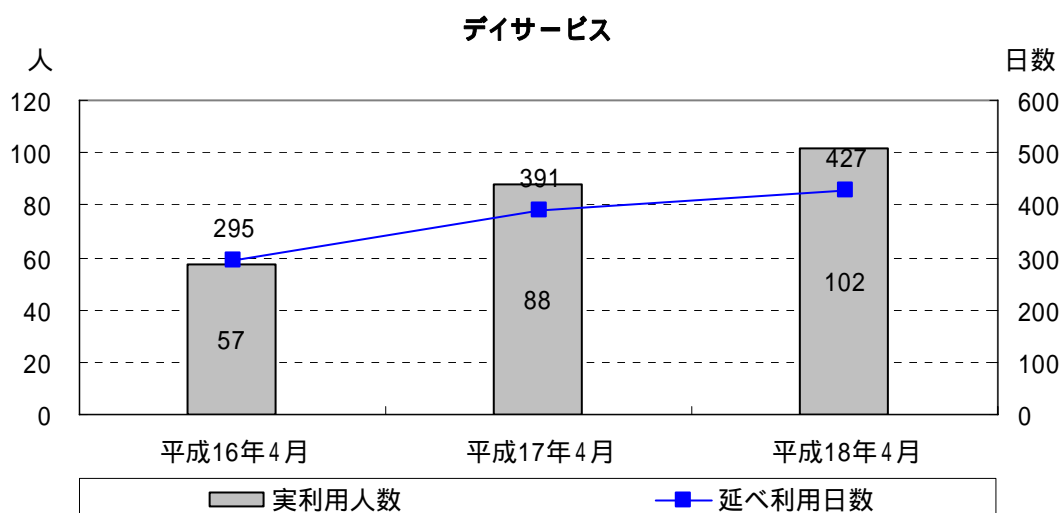


デイサービス

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点のデイサービスの利用状況を見ると、実利用人数・延べ利用時間数ともに増加傾向にあり、ここ数年利用増加が大きいサービスとなっています。特に、「身体障害者」と「障害児」におけるサービス利用の増加が顕著となっています。

単位:人、日数

区分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
身体障害者	実利用人数	16	35	46
	延べ利用日数	116	161	189
知的障害者	実利用人数	6	6	6
	延べ利用日数	84	73	105
障害児	実利用人数	35	47	50
	延べ利用日数	95	157	133
合計	実利用人数	57	88	102
	延べ利用日数	295	391	427

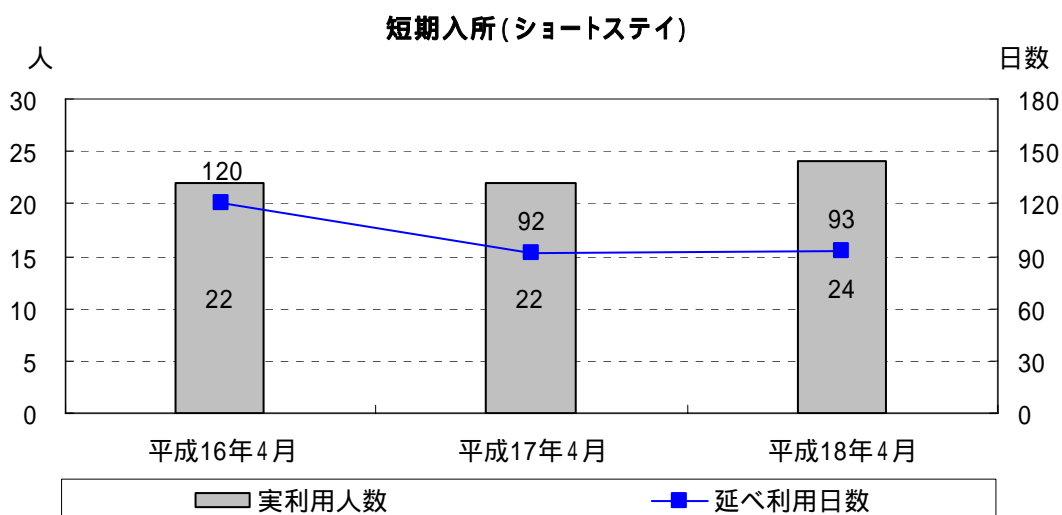


短期入所（ショートステイ）

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点の短期入所の利用状況をみると、全体傾向としては、ほぼ横ばいで推移しています。「知的障害者」の利用状況をみると、実利用人数については、ほぼ横ばいで推移しているものの、延べ利用日数については減少しています。

単位：人、日数

区 分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
身体障害者	実利用人数	0	0	1
	延べ利用日数	0	0	2
知的障害者	実利用人数	13	10	12
	延べ利用日数	103	56	56
精神障害者	実利用人数	0	0	1
	延べ利用日数	0	0	9
障害児	実利用人数	9	12	10
	延べ利用日数	17	36	26
合 計	実利用人数	22	22	24
	延べ利用日数	120	92	93

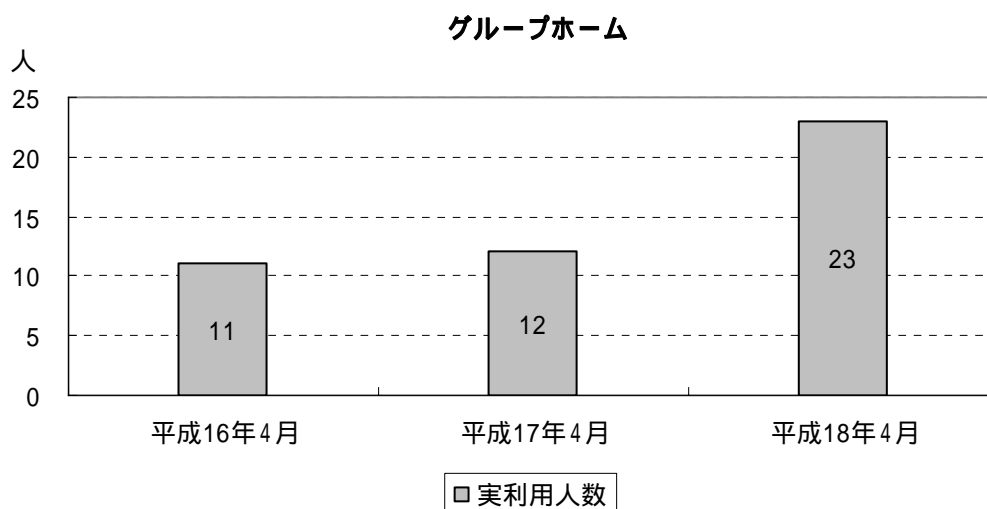


グループホーム

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点のグループホームの利用状況をみると、「知的障害者」については、平成17年4月から平成18年4月にかけて2倍以上の増加となっています。一方、「精神障害者」については、ほぼ横ばいで推移しています。

単位:人

区 分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
知的障害者	実利用人数	9	9	20
精神障害者	実利用人数	2	3	3
合 計	実利用人数	11	12	23



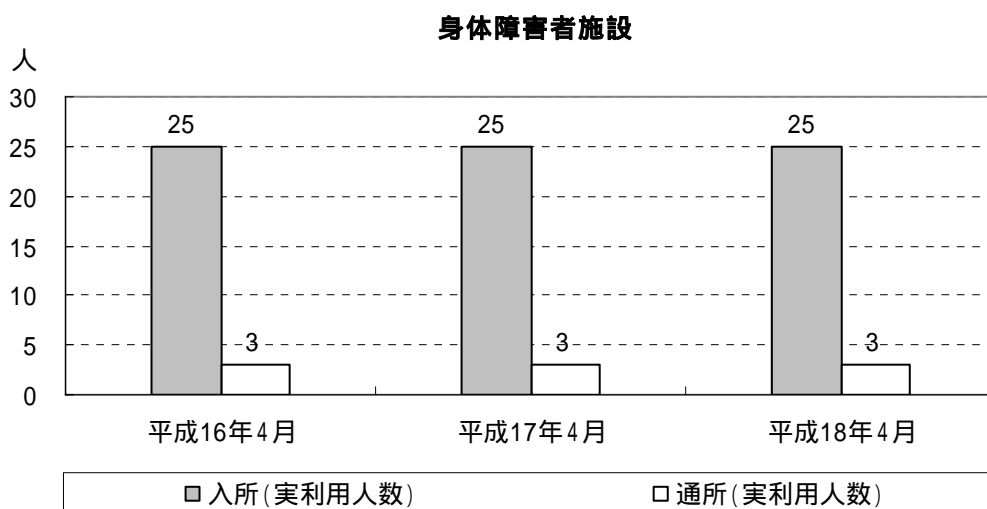
(2) 施設支援費の利用状況

身体障害者施設

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点の身体障害者施設の利用状況を見ると、全体傾向としては、入所利用が多いものの、入所者、通所者ともにほぼ横ばいで推移しています。各施設ごとにみると、「療護施設」の利用が最も多くなっています。

単位:人

区分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
授産施設	入所(実利用人数)	5	5	4
	通所(実利用人数)	3	3	3
療護施設	入所(実利用人数)	17	18	18
	通所(実利用人数)	0	0	0
更生施設	入所(実利用人数)	3	2	3
	通所(実利用人数)	0	0	0
合計	入所(実利用人数)	25	25	25
	通所(実利用人数)	3	3	3



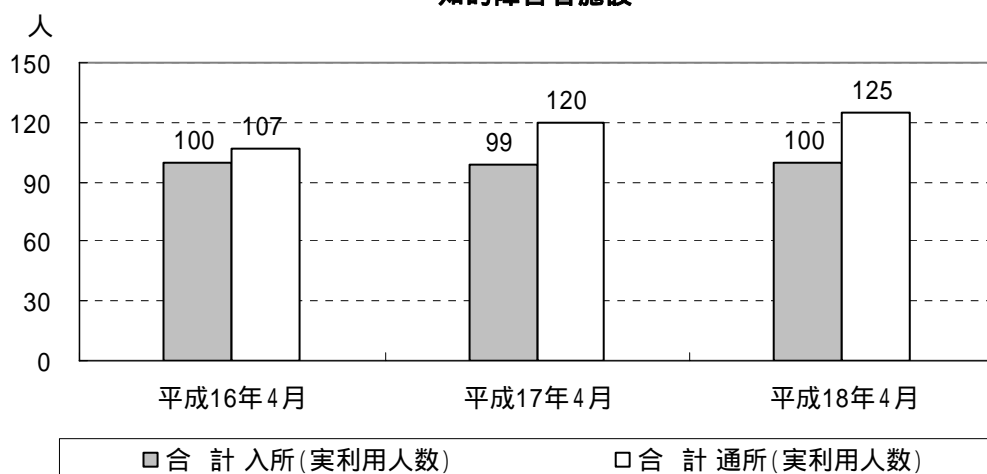
知的障害者施設

平成16年から平成18年にかけての各年4月時点の身体障害者施設の利用状況をみると、入所者については、横ばいで推移していますが、通所者については、増加傾向となっています。各施設ごとにみると、「更生施設」では、ほぼ横ばいで推移しています。一方、「授産施設」については、通所利用が増加傾向にあります。

単位：人

区 分		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
授産施設	入所(実利用人数)	5	5	5
	通所(実利用人数)	107	120	123
更生施設	入所(実利用人数)	95	94	95
	通所(実利用人数)	0	0	2
合 計	入所(実利用人数)	100	99	100
	通所(実利用人数)	107	120	125

知的障害者施設



第2節 ニーズ調査から見る現状

1. 「京丹後市障害者計画策定に係るニーズ調査」

(1) 調査の概要

調査期間	平成 17 年 6 月 15 日～平成 17 年 6 月 30 日
調査対象	京丹後市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方全員を対象
調査の種類	身体障害者対象ニーズ調査（身体障害者手帳をお持ちの方） 知的障害者対象ニーズ調査（療育手帳をお持ちの方） 精神障害者対象ニーズ調査 （精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方） 障害児対象ニーズ調査 （上記の手帳をお持ちで満 18 歳未満の方）

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	2,995	1,836	61.3%
知的障害者	317	190	59.9%
精神障害者	206	107	51.9%
障害児	105	58	55.2%
合計	3,623	2,191	60.5%

数値の見方

回答結果は、少数第 2 位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。

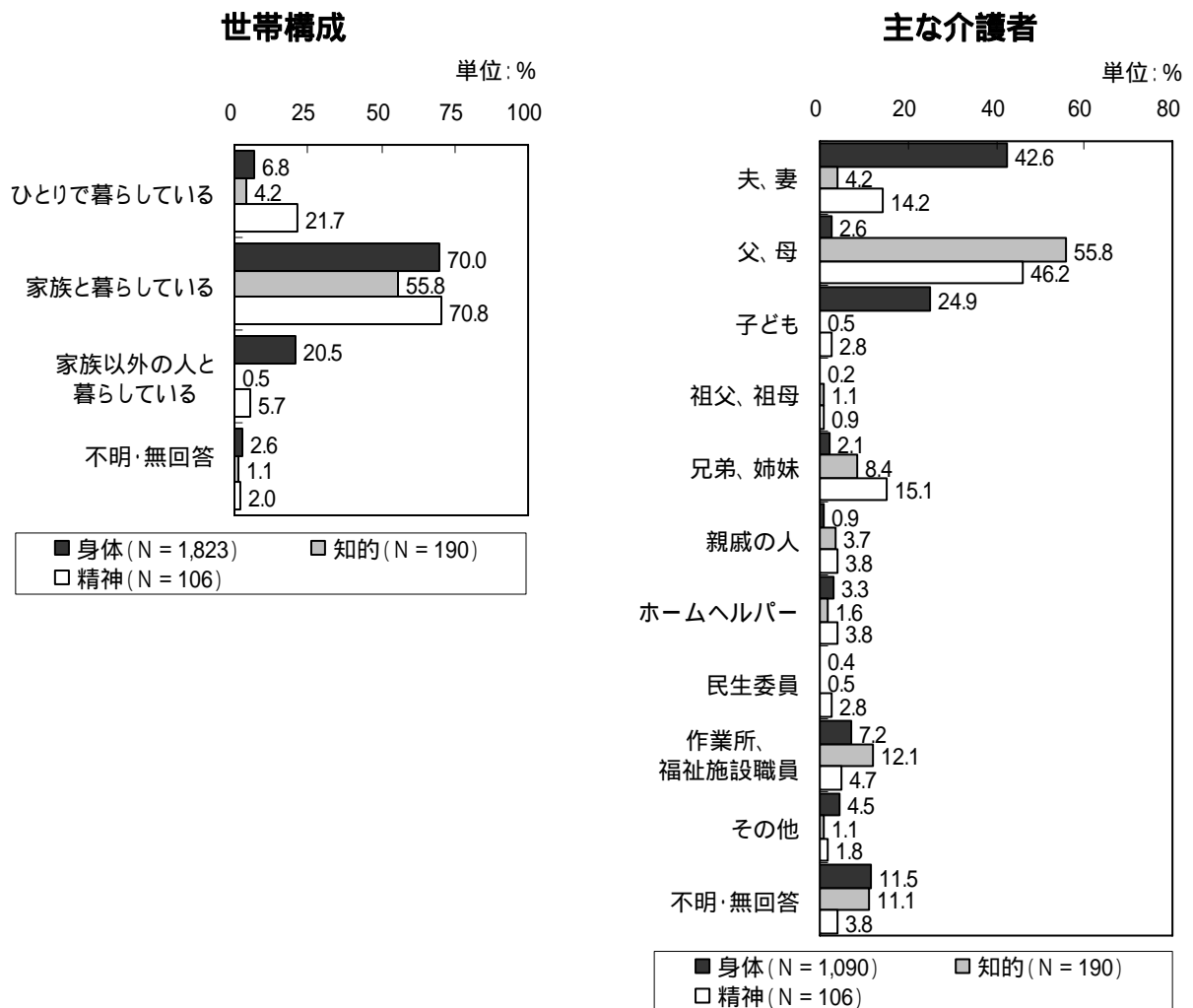
複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%をこえる場合があります。

グラフの N 数（number of case）及びサンプル数は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

設問の表題、選択肢について長い文は簡略化している場合があります。

(2) 世帯の状況

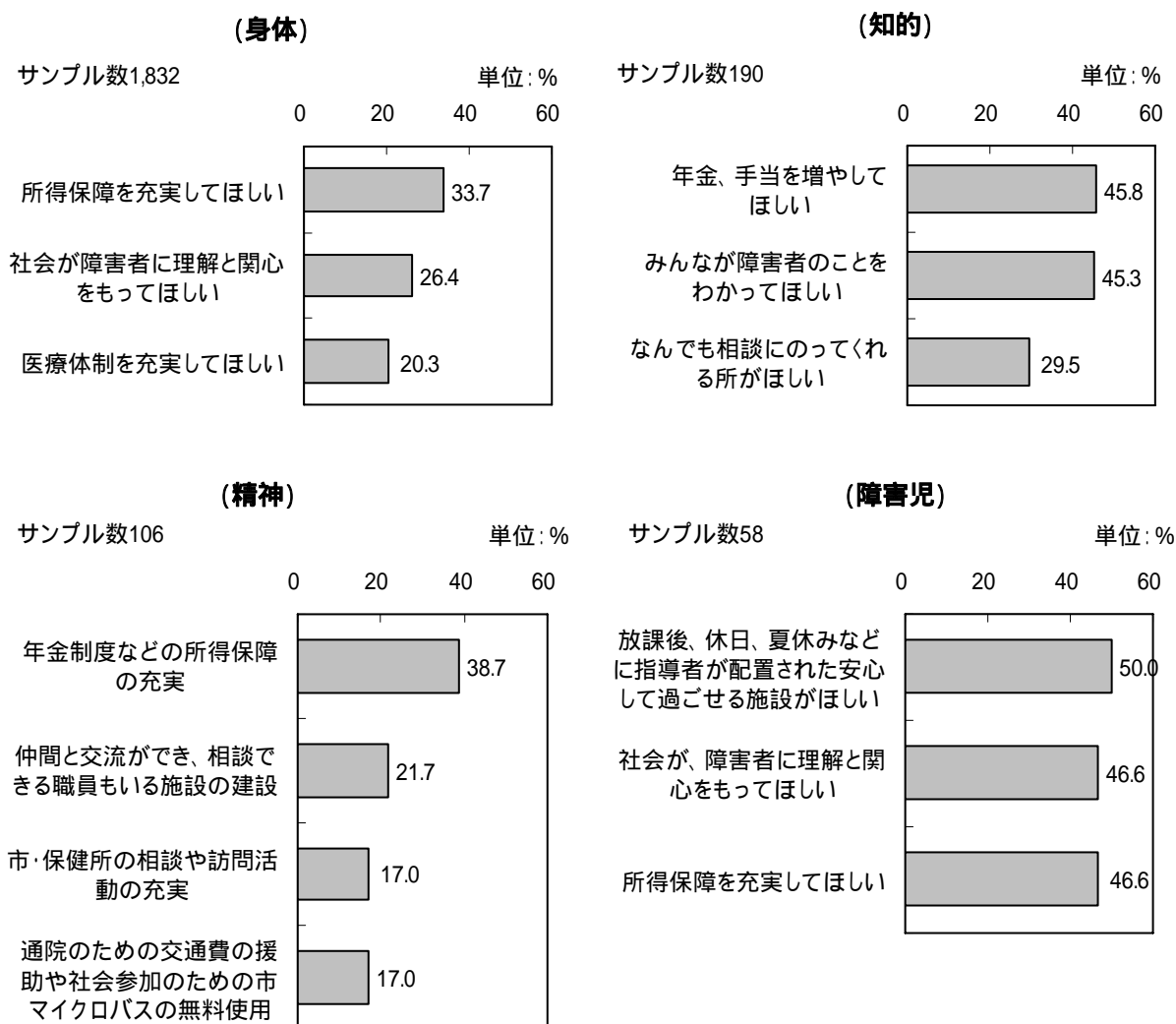
世帯の状況をみると、世帯構成については、「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」ともに「家族と一緒に暮らしている」が最も多くなっています。一方、主な介護者をみると、「身体障害者」については「夫、妻」が多く、「知的障害者」「精神障害者」については、「父、母」が多くなっており、介護に関して多くの部分を家族が負担していることがうかがえます。また、今後、介護者の高齢化も予測されることから、介護者の負担軽減や介護者の亡き後の対応など、障害があっても地域で安心して暮らせる支援の充実に努めていく必要があります。



(3) 障害福祉を進めるために必要なこと

障害のある人が地域でともに自立した生活を送るためには、行政だけでなく行政と住民が協働し、地域全体で支援していく必要があります。障害福祉を進めるために今後必要なことの上位3項目についてみると、所得保障に関することや障害者への理解に関すること、身近な相談に関することが上位にあげられており、障害のある人が地域生活を営むうえでこれらの項目に関する福祉施策の充実が重要なものとなります。また、一方で、障害者への理解と関心を深めるには、広報・啓発活動の充実だけでなく障害者の社会参加を促進し、障害者と身近に接する機会を多くすることも重要であり、地域における交流活動や支え合い、助け合い活動等の促進を図ることが必要となります。

障害者福祉を進めるために今後必要なこと (上位3項目抜粋)



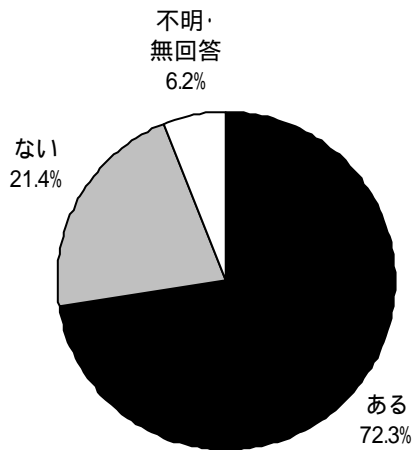
(4) 疾病の状況

疾病の状況をみると、通院している病気については、「身体障害者」「知的障害者」とともに「ある」が7割をこえており、身近な生活の場で医療的なケアが受けられる体制づくりを進めることが必要となります。また、障害については、その原因となる疾病等の早期発見・予防についても重要なことから、医療機関、学校・保育所等と連携し、早期発見・早期治療による予防体制の確立や障害に対する医療・医学的なりハビリテーションの充実を図ることが必要となります。

現在慢性的な疾病で通院している病気がありますか

サンプル数1,338

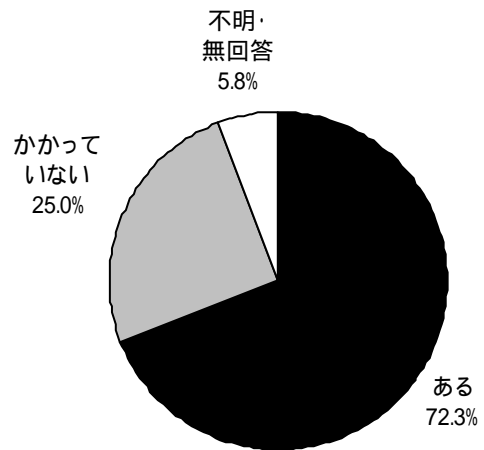
(身体)



疾病例(上位抜粋)	人数
高血圧症	226
糖尿病	123
心臓病	104
脳梗塞	48
リウマチ	38
狭心症	24
足腰痛	24
胃腸の病気	21
パーキンソン病	20

サンプル数120

(知的)



疾病例(上位抜粋)	人数
てんかん	15
糖尿病	7
精神疾患	6
発作	3
歯痛	3
高血圧	3
脳性麻痺	2
けいれん・ひきつけ	2

リハビリテーション：

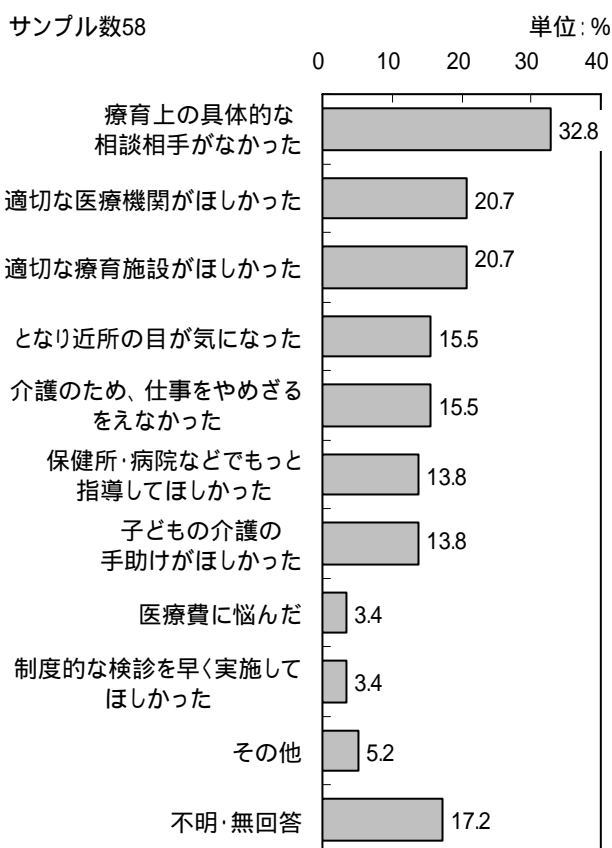
障害のある人の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復を図るための技術的な訓練プログラムにとどまらず、そのライフステージのすべての段階で、社会的・経済的に普通の生活を営むことのできる状態を保障することができるように援助する、障害のある人の自立と参加をめざす障害者施策の理念。

(5) 療育・教育について

ニーズ調査によると、障害状況の判定を受けたときの悩みについては、「療育上の具体的な相談相手がなかった」「適切な医療機関がほしかった」「適切な療育施設がほしかった」など、療育への支援に関する項目が上位を占めており、乳幼児期から学校卒業にわたって障害のある子どもやその保護者に対する相談と支援を行える体制の整備に努めることが必要とされています。また、学校卒業の進路希望をみると、多い少ないはあるものの、進学や企業への就職、福祉的就労など様々にあり、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が行えるよう、特別支援教育の推進を図ることが必要となります。

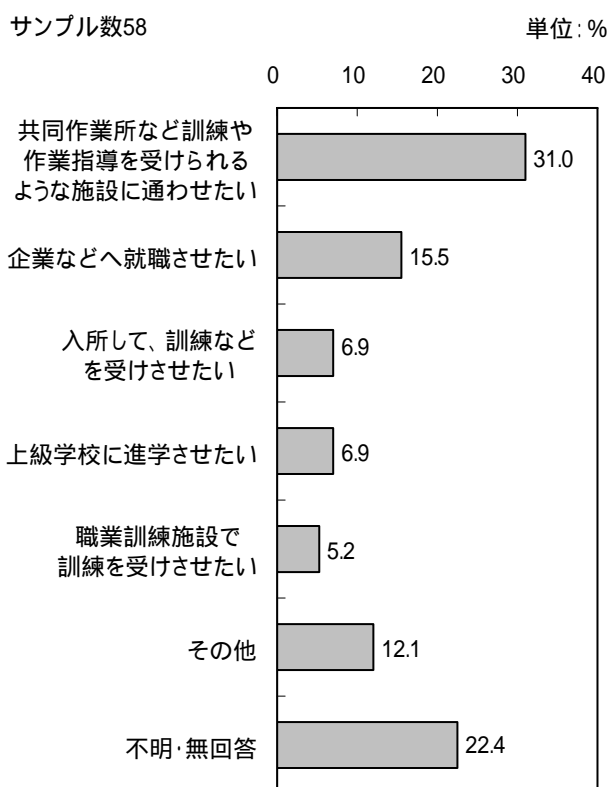
障害状況の判定を受けたときの悩み

(障害児)



学校卒業後の進路希望

(障害児)

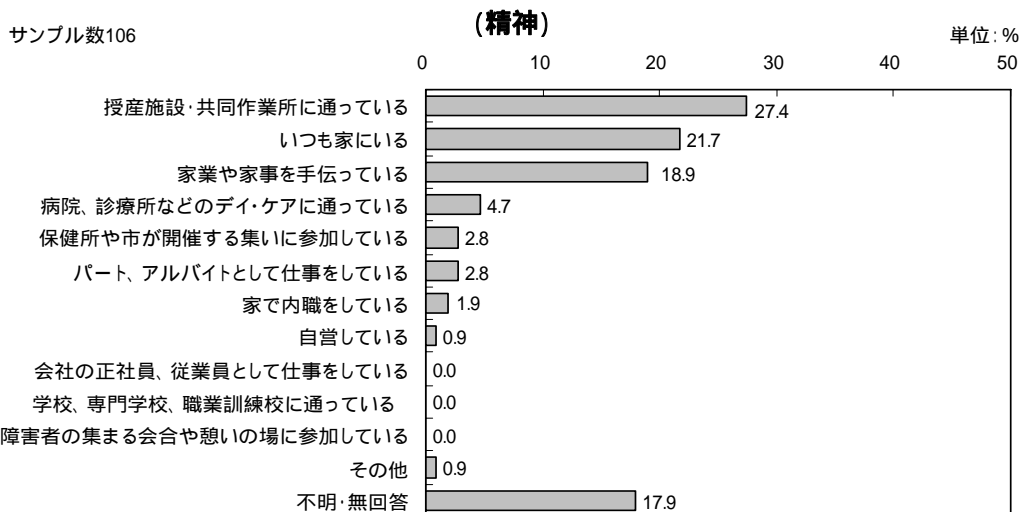
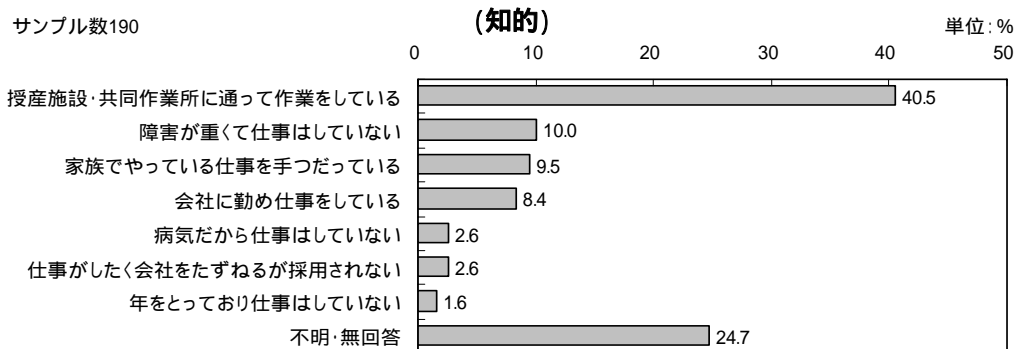
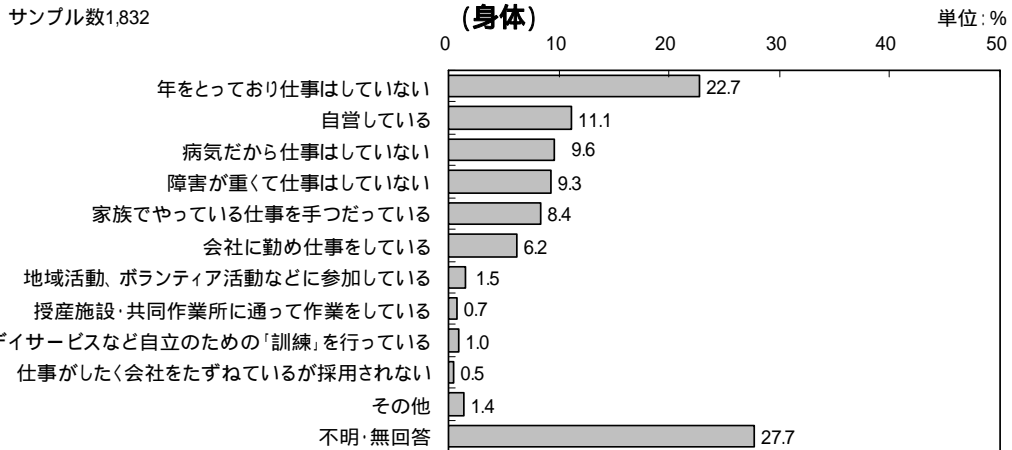


特別支援教育：

これまでの特殊教育の対象外であったLD・ADHD・高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒に対してその一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

(6) 就労の状況

就労の状況をみると、「身体障害者」については、高齢化や病気等により仕事をしていない割合が高い傾向にあります。「知的障害者」「精神障害者」については、福祉的就労の割合が最も高くなっています。一方、会社勤めについては、「身体障害者」「知的障害者」において1割弱となっています。

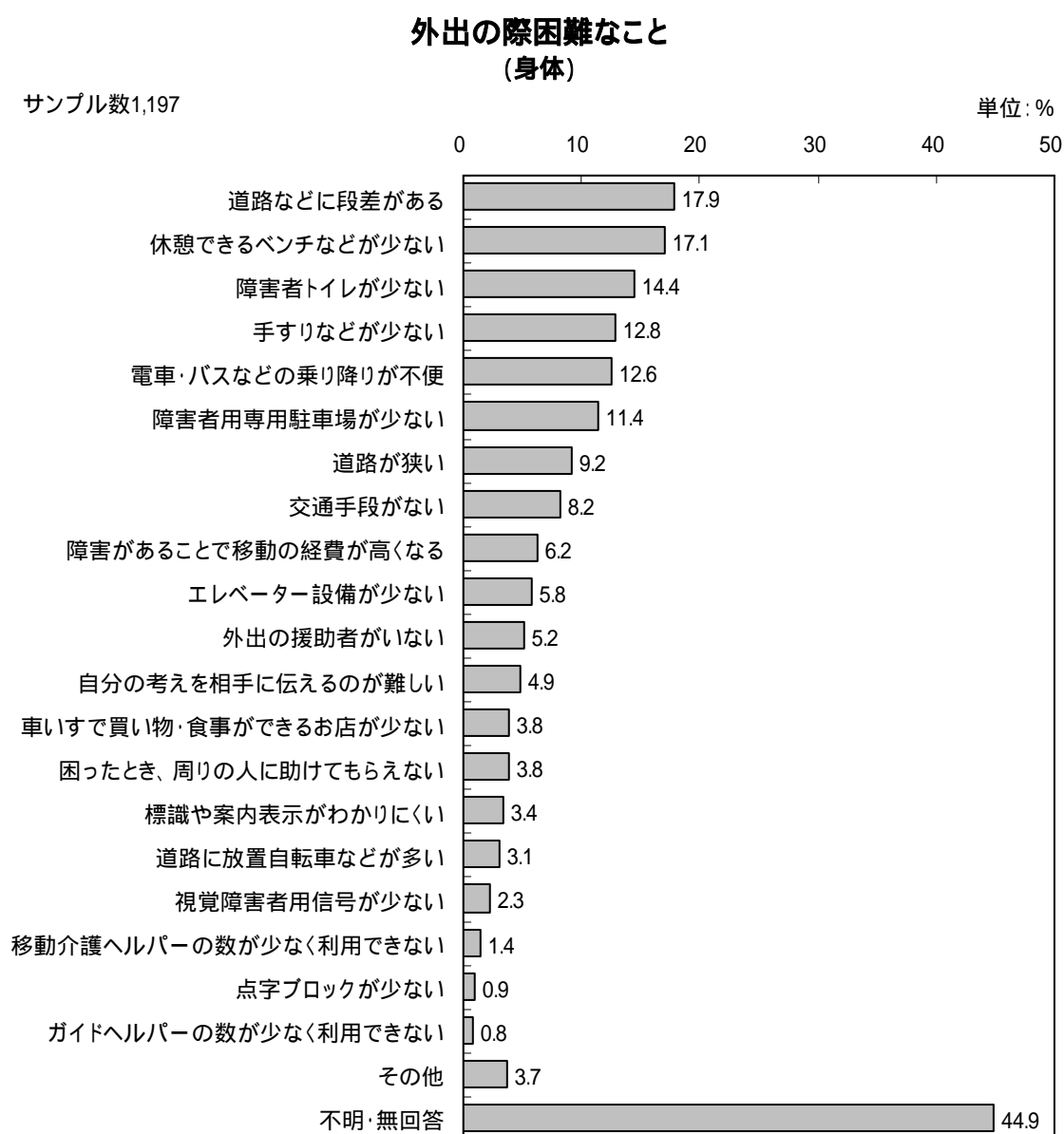


福祉的就労：

障害のある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、企業などでの就労へつなげられるように支援を行うこと。

(7) 外出の際について

ニーズ調査によると、外出の際に困難なこと（身体障害者）については、道路の段差や障害者トイレなどハード面への整備が求められる一方、外出しやすくなる条件（知的障害者）については、ヘルパーの確保といったソフト面の充実が求められており、ハード面のバリアフリー化とともに、ガイドヘルパー等の養成・確保が必要となります。



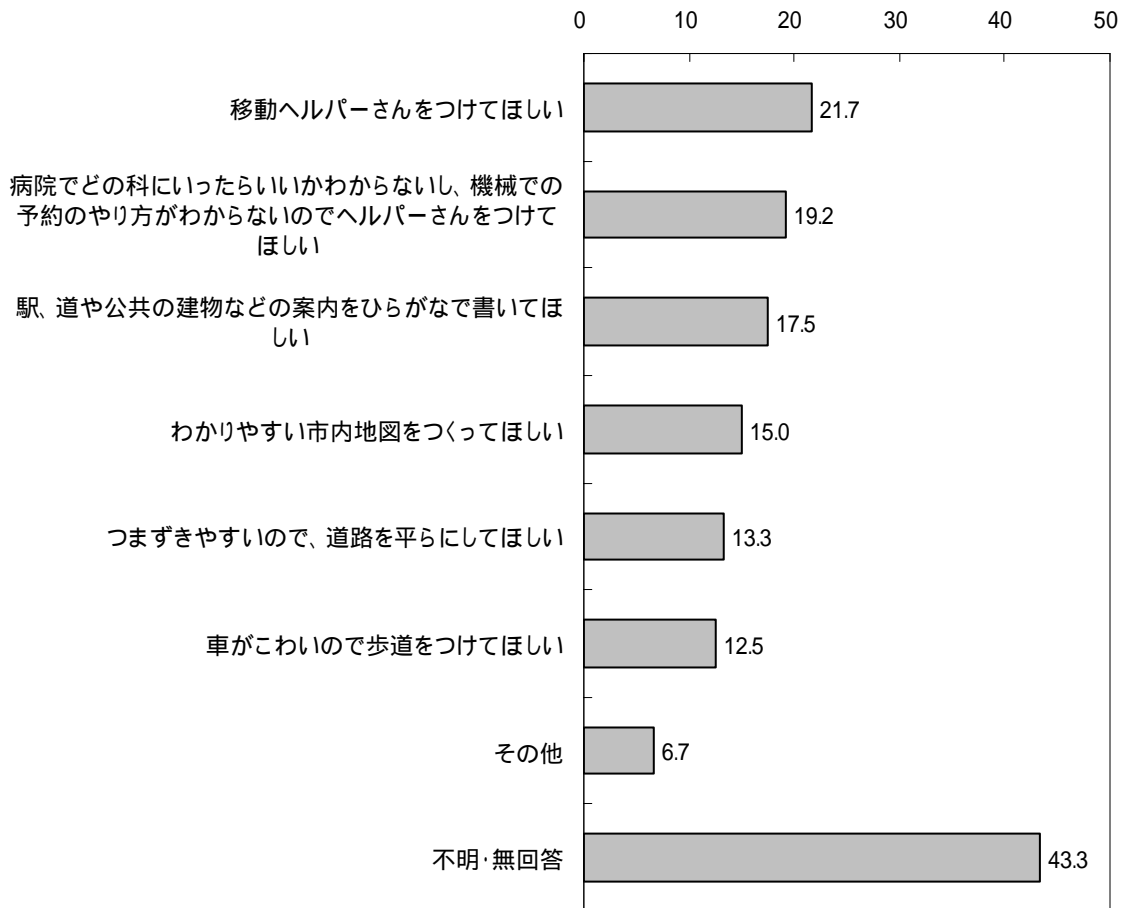
ガイドヘルパー：

外出時に付き添いが必要な障害者に対して、社会参加を促進するために援助を行う人をいう。

外出しやすくなる条件 (知的)

サンプル数120

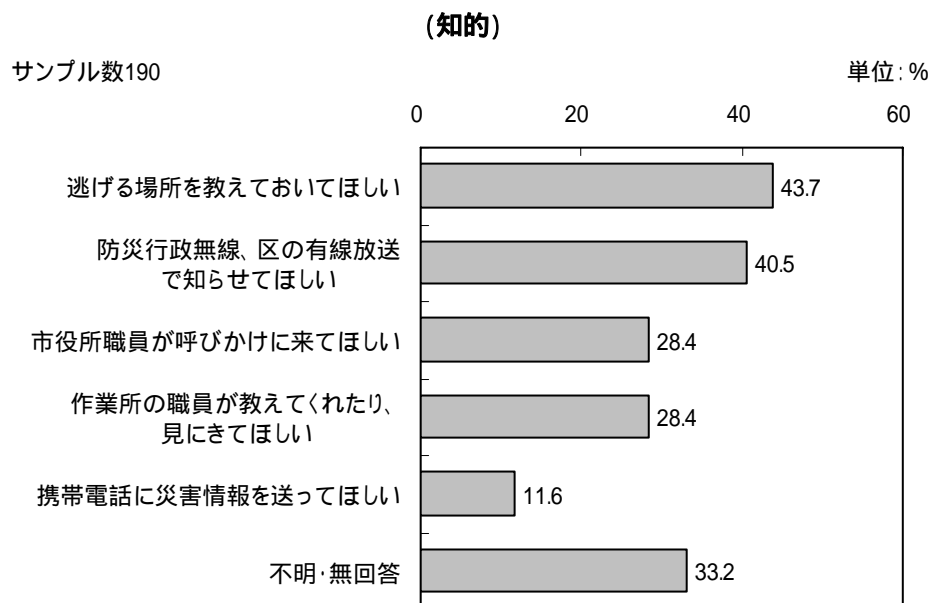
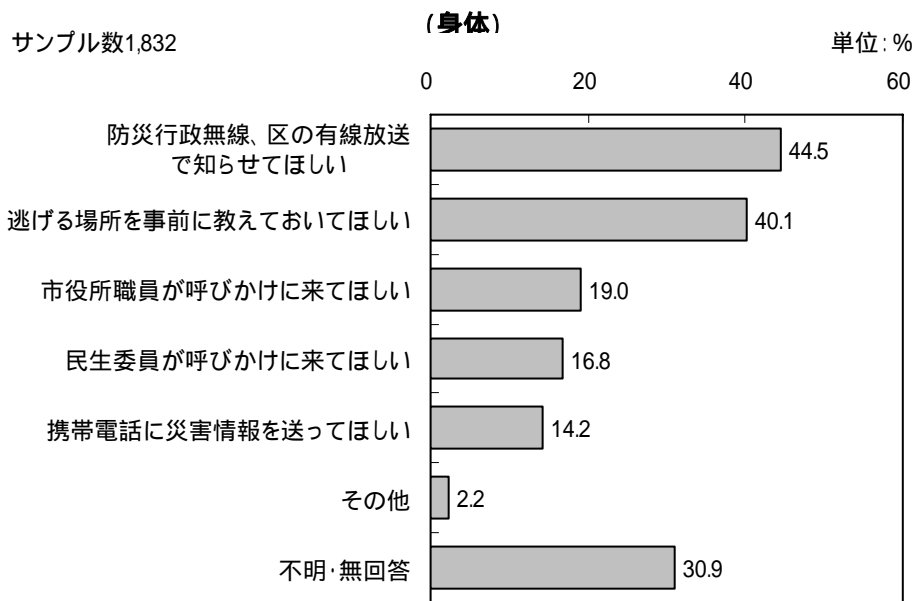
単位：%



(8) 災害時について

災害時の対応として求めることをたずねたところ、災害発生時に防災無線や有線放送で通知することや、事前に避難経路を定めておくことが多くあげられています。災害発生時に迅速に住民への情報提供ができるよう緊急時の情報連絡網を整備するとともに、避難経路をあらかじめ設定しておくことで災害時に対処できるようにしておく必要があります。

災害時の対応に求めるもの



2. 「京丹後市障害福祉計画策定に係るアンケート調査」

(1) 調査の概要

調査期間	平成 18 年 6 月 12 日～平成 18 年 6 月 30 日
調査対象	京丹後市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害児の福祉サービス利用者全員を対象
調査の種類	身体・知的障害者対象アンケート調査 (身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方) 精神障害者対象アンケート調査 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方) 障害児対象アンケート調査 (上記の手帳をお持ちで満 18 歳未満の方)

対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳 療育手帳	120	77	64.2%
精神障害者 保健福祉手帳	18	11	61.1%
障害児	84	45	53.6%
合計	222	133	59.9%

数値の見方

回答結果は、少数第 2 位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。

複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対してそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%をこえる場合があります。

グラフの N 数 (number of case) 及びサンプル数は、有効標本数 (集計対象者総数) を表しています。

設問の表題、選択肢について長い文は簡略化している場合があります。

(2) 在宅サービス

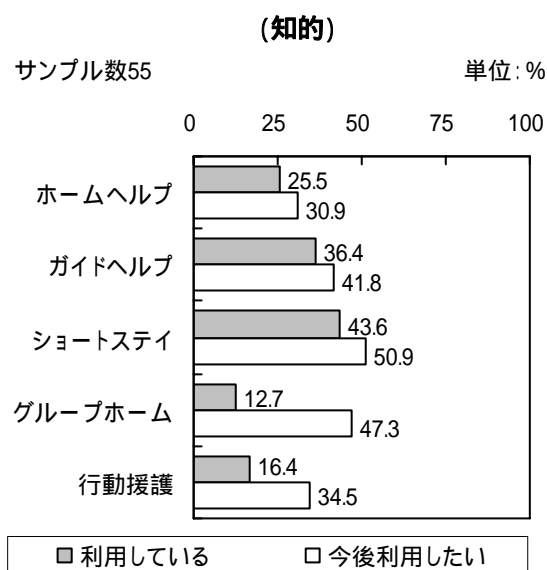
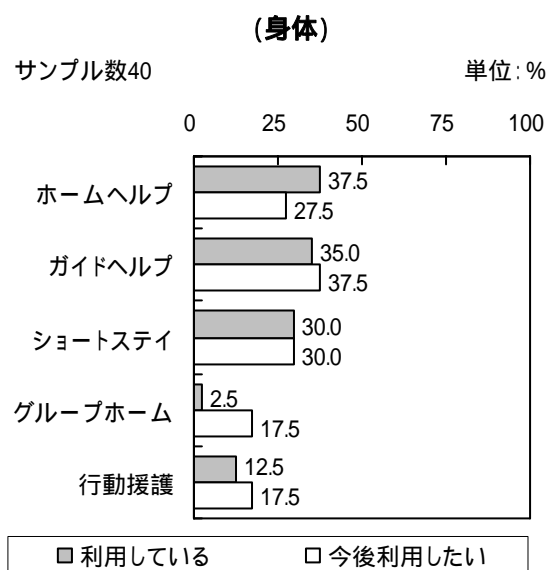
アンケート調査から、在宅サービスの利用状況、利用意向をみると、全体的に「ガイドヘルプ」「ショートステイ」の利用度、利用意向が高い傾向にあります。しかし、一方で、「知的障害者」では「グループホーム」、「精神障害者」では「ホームヘルプ」、「障害児」では「障害児デイサービス」の利用意向が高く、各障害種別によってニーズが異なることもうかがえます。

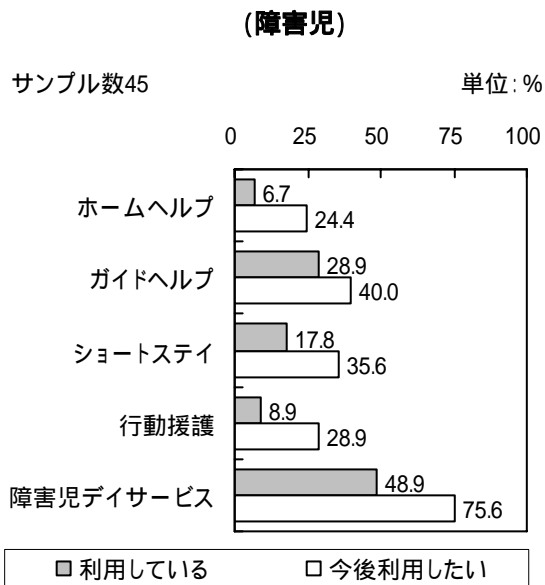
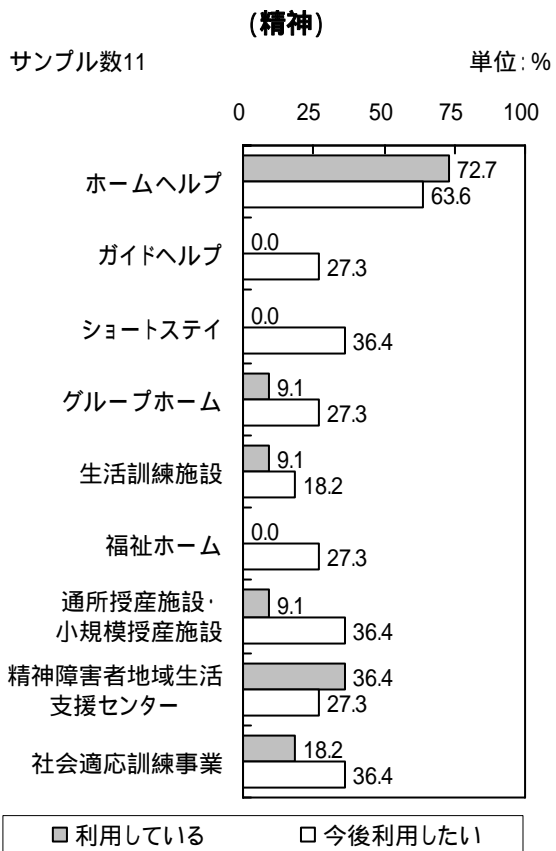
各種障害種別の傾向をみると、「身体障害者」については、「ガイドヘルプ」「ショートステイ」において利用度、利用意向が3割をこえる結果となっています。

「知的障害者」の利用状況を見ると、「ショートステイ」が43.6%、「ガイドヘルプ」が36.4%と高い値を示しています。一方、利用意向をみると、「ショートステイ」が50.9%と最も高く、次いで「グループホーム」が47.3%と利用状況を大きく上回る値を示しています。

「精神障害者」については、「ホームヘルプ」において、利用度、利用意向が6割をこえる結果となっています。

「障害児」の利用状況を見ると、「障害児デイサービス」が48.9%と最も高く、次いで「ガイドヘルプ」が28.9%となっています。利用意向についてみると、「障害児デイサービス」が75.6%と最も高く、次いで「ガイドヘルプ」が40.0%、「ショートステイ」が35.6%となっています。

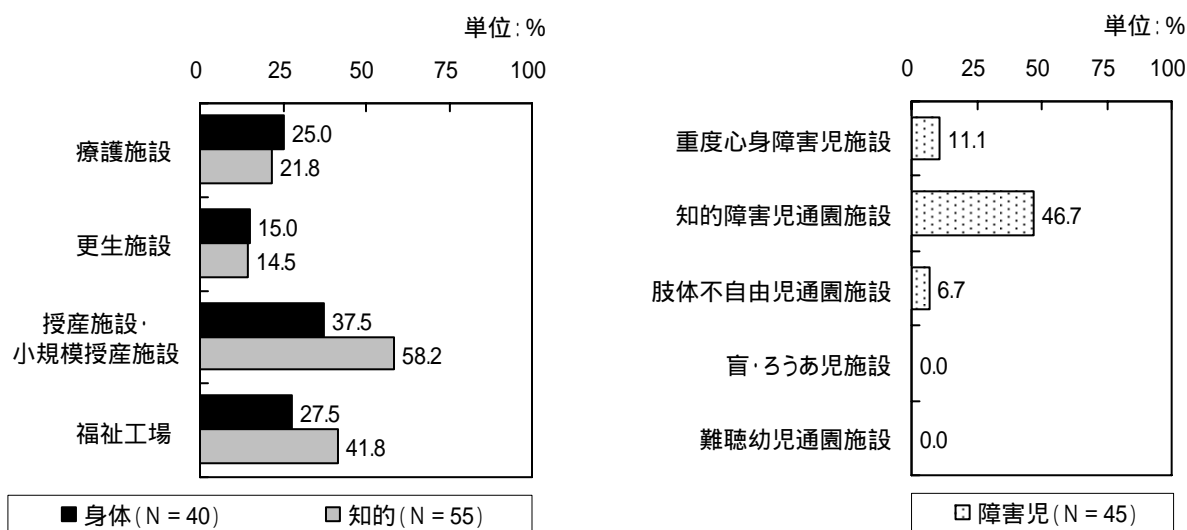




(3) 施設サービス

アンケート調査から、施設サービスの利用意向をみると、「身体障害者」「知的障害者」ともに「授産施設・小規模授産施設」の割合が最も高く、次いで「福祉工場」となっており、ともに日中活動の場や福祉的就労の場に関する利用意向が高い結果となっています。

施設サービス利用意向



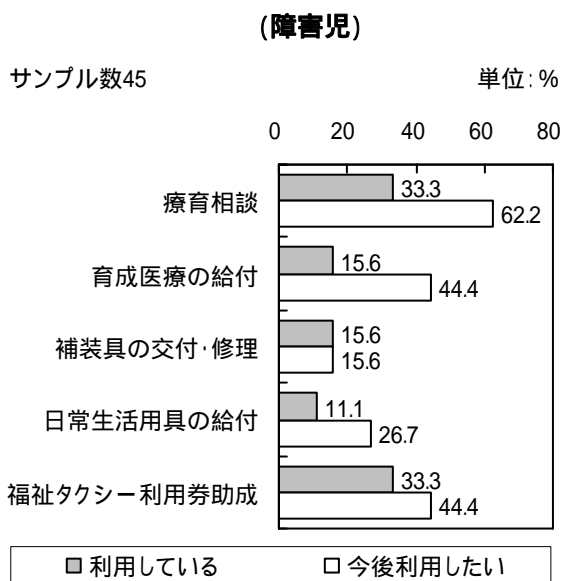
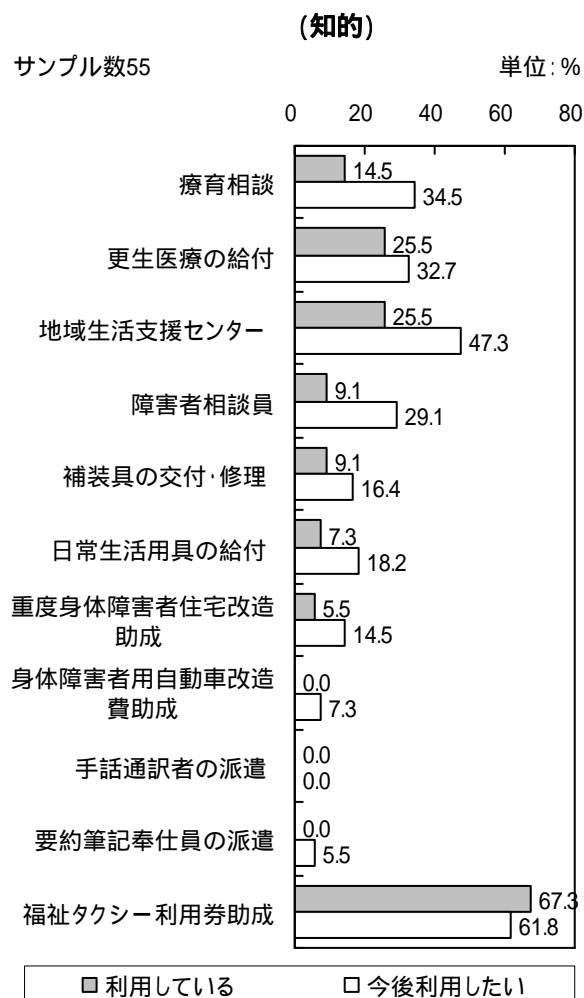
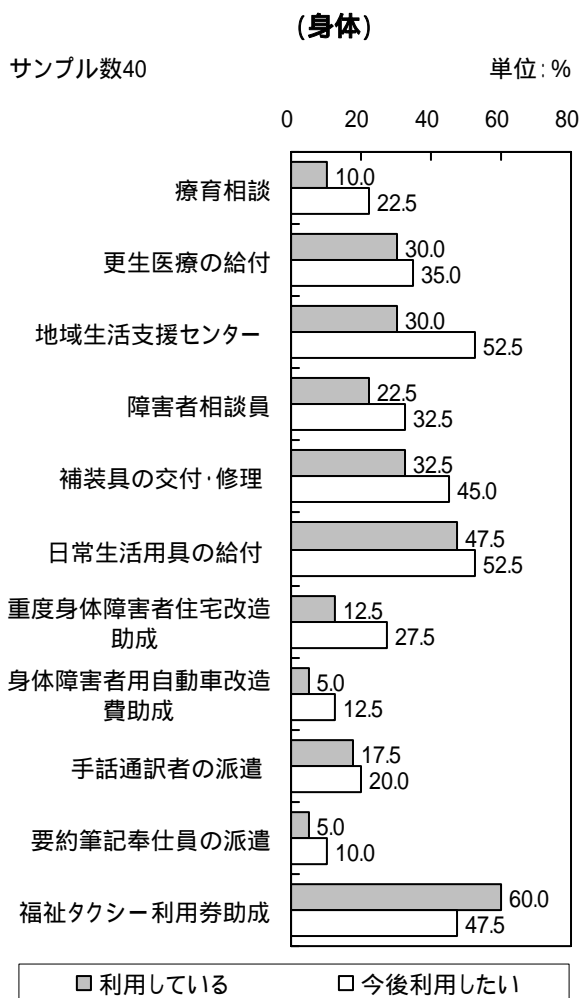
(4) その他のサービス

アンケート調査から、その他サービスの利用状況、利用意向をみると、全体的に、「地域生活支援センター」や「療育相談」等の相談サービスや、「福祉タクシー利用券助成」といった外出支援に関する利用度、利用意向が高い傾向にあります。

各種障害種別の傾向をみると、「身体障害者」の利用意向については、「福祉タクシー利用券助成」「日常生活用の給付」「地域生活支援センター」の割合が高くなっています。

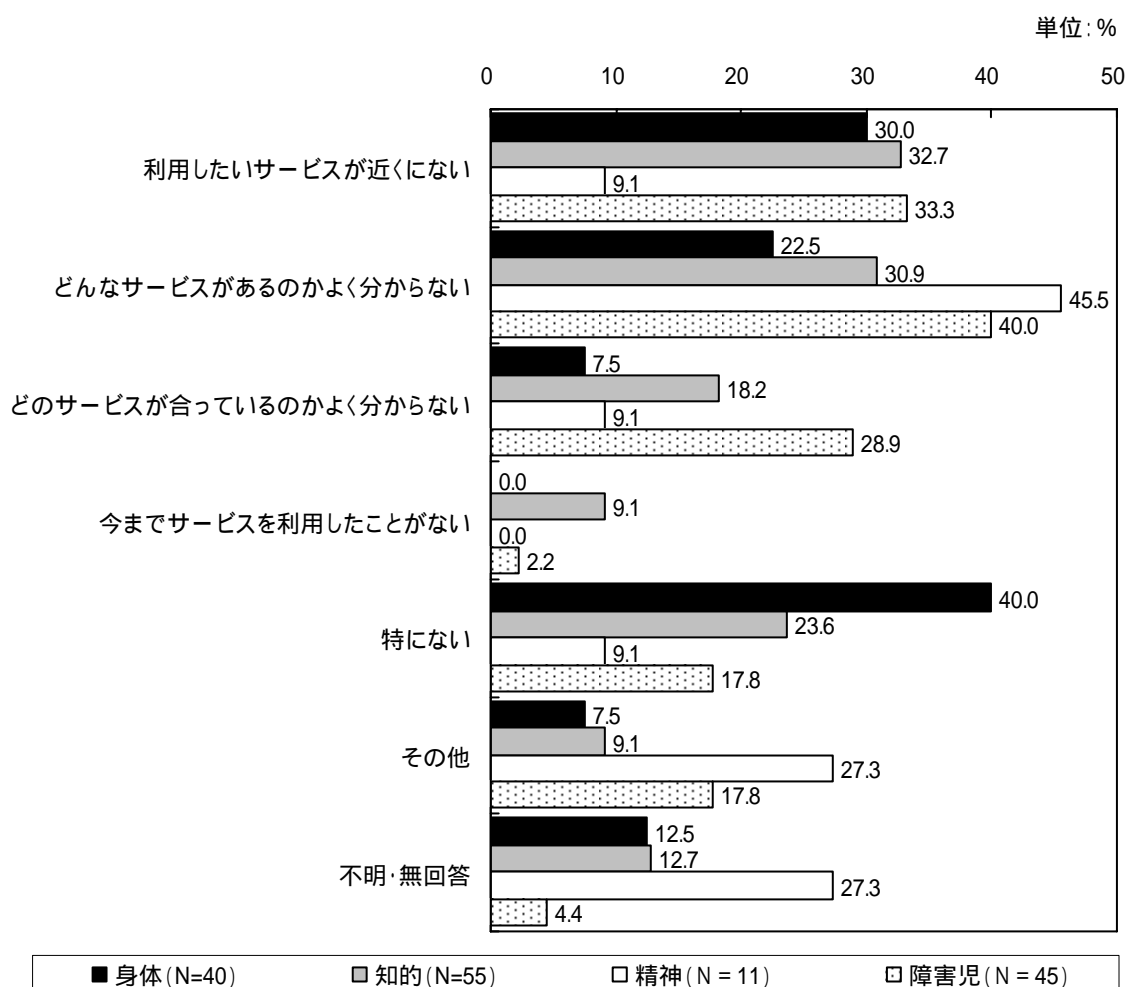
「知的障害者」の利用意向については、「福祉タクシー利用券助成」「地域生活支援センター」「療育相談」の割合が高くなっています。

「障害児」の利用意向については、「療育相談」「育成医療の給付」「福祉タクシー利用券助成」の割合が高くなっています。



(5) サービス利用に関する不満

アンケート調査から、サービス利用に関する不満をみると、「身体障害者」「知的障害者」において「利用したいサービスが近くにない」の割合が高い結果となっています。一方「精神障害者」「障害児」については、「どんなサービスがあるのかよく分からない」の割合が高くなっており、サービス内容の周知やサービス提供事業所に関する情報提供の充実が必要となります。



第3節 障害者福祉を取り巻く課題

1. 障害・障害のある人への理解の促進

障害のある人もない人も互いに尊重し合い、ともに地域で暮らすノーマライゼーションの理念が普及する中、京丹後市においても障害への理解を促進するため市の広報紙やホームページ等を活用し、様々な啓発活動を実施しています。しかし、依然として障害のある人に対する理解が十分とまでは言えない状況であり、特に、新たな障害としての発達障害や精神障害に対する理解が進んでいないのが現状となっています。ニーズ調査の結果によると、障害福祉を進めるために必要なことについて、障害者への理解に関する項目が上位にあげられており、障害や障害のある人に対する理解を深める活動の促進を図り、心のバリアを取り除いていくことが課題となっています。

2. 新たな障害福祉サービスの提供体制の整備

障害のある人に対する福祉サービスについては、これまでの支援費制度に変わり、障害者自立支援法が施行され、3障害を区分せず、障害福祉サービスを一元化する「自立支援給付」「地域生活支援事業」が実施されることになりました。しかし、広大な市域を有する京丹後市では、障害のある人のニーズに対応できる障害福祉サービス提供体制の充実が課題となっています。また、マンパワーの確保や障害のある人の自立に結びつく適切なサービス利用を支援するケアマネジメントシステムの構築など、サービスの質の面においても向上を図っていくことが必要となっています。

マンパワー：

福祉に携わる人的資源。

ケアマネジメントシステム：

障害者や高齢者が自らの意思に基づいて、利用するサービスを選択肢、決定することを基本とし、それに対し保健・医療・福祉の専門家が連携(ケアチーム)して身近な地域で支援する仕組みおよびその体制。

3．障害のある人の生活支援体制の充実

障害のある人が地域の中で自立した生活を送るには、障害のある人の状況や生活実態に応じた利用者本位の支援体制を整備、充実することが必要となります。京丹後市では、これまで支援費制度を中心に様々な生活支援を行ってきましたが、重度障害者に対するサービスや受け皿、介護者の負担軽減、障害のある人の生活の場の確保などが求められています。障害者の多くは通院が必要な疾病を抱えており、保健、医療、福祉のそれぞれの分野にわたる総合的な施策の展開が必要となっています。

また、障害のある人の状況に応じた支援やスポーツ・文化等をはじめとする生きがいがづくりの場を提供していくには、行政機関等が実施する公的なサービスや制度だけでなく、地域に暮らす住民や当事者団体、ボランティア、NPO、民間企業など地域の活動との連携・協力が不可欠となります。そのため、地域との連携・協働体制づくりを行っていくことも重要な課題となっています。

4．社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが、自立し、社会参加を果たしていくには、乳幼児期から一貫した支援・教育を一人ひとりの状態や教育ニーズに応じて行っていくことが重要となります。そのためには、学校・保育所等における内部体制の整備だけでなく、養護学校をはじめ医療機関や児童相談所、障害児通園施設等と連携し、障害の発見から一貫した支援が行える体制を整備していくことが重要な課題となります。

また、障害のある人が社会の構成員としての役割を果たすうえで、また、自己実現を図るうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものがあります。しかし、現状では、障害者の雇用・就業については依然として厳しい状況となっており、就業前・就業後を含めた総合的な支援の拡充と体制づくりを行っていくことが課題となっています。

5．障害のある人が安心して暮らせる環境づくり

近年、台風や局地的な豪雨などの自然災害による人的な被害も後を絶たず、災害をはじめとする緊急時の救援体制の整備は障害のあるなしを問わず重要な課題となっています。特に障害のある人にとっては、身近な地域の協力による救援体制づくりが最も重要なことから、今後、地域との連携・協働のもと、救援体制づくりを進めるとともに、声かけや安否確認等の日常的な見守り体制づくりも課題となります。

また、障害のある人が地域の中で生活するため、その拠点となる住宅環境の整備・改善や道路、交通、公共施設等のバリアフリー化について、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザイン の考え方のもと、引き続き整備を進めていくことが必要となります。

ユニバーサルデザイン：

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。